（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　略］

６　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［号を削る。］

一　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

二　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

三　大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）又は中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

四　ＡＴ大型免許又はＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ中型免許、ＡＴ準中型免許、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

五～二十　［略］

７　［略］

８　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［１～５　同上］

６　［同上］

一　大型免許に係る応用走行（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

二　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第五号に掲げる事項（同号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

三　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習に限る。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

四　中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る応用走行（現に準中型免許、普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）、第五号及び第九号に掲げる事項（同表第五号に掲げる事項にあっては、クラッチの操作に係る教習事項に限る。）に係る教習

五　ＡＴ中型免許に係る応用走行（現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第一第九号に掲げる事項に係る教習

六～二十一　［同上］

［一号ずつ繰り上げる。］

７　［同上］

８　［同上］

一　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二　大型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。）　別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項（貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転（以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。）に必要な技能に基づく走行を除く。）並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあっては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他